

鳥取市精神障がい者家族会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市精神障がい者家族会補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、精神障がい者等及びその家族が幸せに暮らすために、互いに努力しながら教養を深め、会員相互の親睦と理解により福祉の向上を図ることを目的として組織された鳥取市精神障がい者家族会（以下「家族会」という。）の活動を支援し、もって障がい者福祉の増進に資することを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となるものは、家族会とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該年度における家族会の活動に要する経費のうち報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象経費の額に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内で算定し予算の範囲内で交付する。
2 本補助金の交付の対象となる期間は、本補助金の交付決定の日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。
(1) 本補助金の増額
(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に該当する場合以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(補助金の交付)

第8条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払いにより交付できるものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業の完了の日から20日を経過する日までに行わなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。